監査結果に関する措置状況報告書

監査の対象:平成29年度定期監査等

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	委託業務の監督及び検査の実施に問題があったため改善を求めたもの 業務委託の関係書類を確認したところ、次のとおり不適正なものが 見受けられた。 ・「エレベータ保守点検業務委託」では、仕様書に定めた定期点検項 目の一部につい者から漫然と作業報告書を受領し、検査職員は検査を合格をせていた。 ・「樹木維持管理業務委託」では、剪定樹木に関する受注者への指示が確保されておらず、監督職員に定めた記載できなかった。。 ・「樹木維持管理業務委託」では、剪定樹木に関する受注者への指示が確保されているのか確認できなかった。 ・「樹木維持管理業務委託」では、「特記仕様書」において記載を求めているのか確認できなかった。 ・「樹木維持管理業務委託」では、「特記仕様書」において記載を求めている事情の一部についるのが確認できなかった。 ・「樹木維持管理業務委託」では、「特記仕様書」において記載を改めている事情の一部についるのが確認できなが漏れているに、「特記仕様書」において記載を含させていた。を「樹木維持管理業務委託」では、「特記仕様書」において記載を含させていた。を「樹木維持管理業務委託」では、「特記仕様書」にたれて記載を含させていた。を「樹木維持管理業務委託」では、「特記仕様書」にたれて記載を含さまる格をは、「特記仕様書」にないた業務成果のでは、「特記仕様書」にないた。を答案を表したのかたるとの内部に従ったとの内部に従ったをといた。を答案を言いないない、といるとのできるとの内部には、「特記仕様書」にないた。を答案を言いていない、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、といて、とい	・委託業務において、仕様書等の内容に従った履行を確保するためきるように検査手引きを策定するとともに、検査状況が確認をを記録する様式を目時・場所、検査検査方法等)を記録する様式を目時・場所、検査検査を直接を変させ、各督を担当職員を定させ、各督検工り当職員が表表した。と契約事務のと契約事務が修を関連をでは、異動者を対象にした契約事務が修を実施のより、上基地のと契約事務が修を実施がある様式が検査手には、異動者を対象にした契約事務が修を実施の出まる様子ののは、異動者を対象にした契約事務が修を実施のより、上基地のと契約事務が修を実施がある。 ・平成30年5月には、異動者を対象にした契約事務が修を実施がある。また、の監督・成30年12月19日にが講教のでは、異して対象に2月20日が多年に対した。の表別担当職員を対象に2月20日が修を実施し、31年1月30日によが講教とした業務を表別の監督を等にしたが講教を表別を対して継続的に実施する。 ・既存の「適正な契約事務遂でのための照合表」につたも変を対して、次年度検査等にある。・既存の「適正な契約事務遂でのための照合表」につたも変を目的を支援を対象によれて、「業務を表別して、がの監督を等にある。を表別のには、「定義合表の内容をが表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	措置済	平成31年3月28日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	監督及び検査職員の設定に問題があったため改善を求めるもの 業務委託の関係書類を確認したところ、次のとおり不適正なものが 見受けられた。 ・監督職員と検査職員に同一人の課長又は工場長が設定されていたも のが18件見受けられた。 ・上記18件中、監督もしくは検査職員に設定されるべき副工場長が、 検査職員を直接補助する職員として設定されていたものが、7件見受 けられた。 「改善勧告] 1経理課は、契約内容の確実な履行の確保を図るため、経理課を除く 各課・工場においては、監督職員と検査職員に別人を設定するよう、 周知徹底を図ること。 2経理課は、適正な検査の実施を確保するため、検査職員が監督職員 と別人であることを確認できる仕組みを整えること。	・監督職員と検査職員がやむを得ない事情を除き別人を設定することについて、平成29年12月開催の工場長会及び副工場長会において周知した。 ・既存の「適正な契約事務遂行のための照合表」について、監督職員及び検査職員(補助する職員含む)の氏名を記載する様式に変更し、照合表の最終確認を行う監督職員自らが、検査職員に別人が設定されていることを確認できるようにした。これらについて、平成30年2月から3月に実施した契約事務研修において、監督・検査職員の設定の考え方も周知徹底した。 ・平成30年4月以降は、検査調書へ変更後の照合表を添付することで、各課長及び工場長が検査調書の決裁を行う際、監督職員と検査職員が別人であることを確認できるよう変更するとともに、回付される経理課においても同様の確認ができるよう改めた。	措置済	平成31年3月29日
3	再委託の適正化について改善を求めるもの 再委託に係る関係書類を確認したところ、次のとおり不適正なものが見受けられた。 ・再委託申請に係る承諾の決裁が行われていないものが5件見受けられた。 ・書面による承諾を行う前に再委託業務が実施されていたものが1件見受けられた。 [改善勧告] 1経理課は、再委託の必要性を審査したうえで承諾したことが明確となるよう、再委託の承諾手続きを改善すること。 2経理課は、書面による再委託の承諾や、再委託業務の開始前に承諾を行うことなど、再委託に関するルールについての周知徹底を行い、かつ、ルールの遵守を確認できる仕組みを整えることで、事務の管理を徹底すること。	・再委託承諾申請書については、再委託業務内容及び再委託理由、契約金額及び再委託金額等を記載させる様式に変更したうえで、再委託承諾書の決裁手続きにおいて、再委託承諾の要件を満たしていることを確認できるようにした。 さらに、既存の「適正な契約事務遂行のための照合表」について、再委託承諾申請書、再委託承諾書の日付を記載する様式に変更することにより、契約事務担当職員が再委託のルールを確認しながら事務を進められるよう、手続きを改めた。これらについて、平成30年2月から3月に実施した契約事務研修において、周知徹底した。 ・平成30年4月以降は、変更後の照合表を添付することにより、各課長及び工場長は検査調書の決裁を行う際、再委託に関するルールの遵守を確認できるよう変更するとともに、回付される経理課においても同様の確認ができるよう改めた。	措置済	平成31年3月29日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	物品買入における製作図面の承認手続きに問題があったため改善を求めるもの 焼却炉用部品買入に係る関係書類を確認したところ、抽出した4件中4件ともに、受注者から提出された製作図面等について収受しているものの、承認するための組織内での意思決定に係る決裁文書がなく、また、受注者に対する承諾を書面で行った証跡がなかった。 [改善勧告] 1 経理課は、受注者に対する承諾は書面により行う必要があること、また、その承諾についての組織内で意思決定を行うにあたり意思決定を裏付ける文書の作成・保管を適正に行うことについて、契約事務を担当する職員に研修を実施するなどにより認識させ、適正な契約事務を行うこと。	これまで定めていなかった物品買入契約における各種通知書類の様式について、受注者からの承諾依頼書や同依頼に対する承諾書も含めて、受注者提出書類及び発注者通知書類の様式として新たに定めた。 また、新たな指定様式による事務手続きを周知徹底するため、平成30年2月から3月の期間において、契約事務担当職員に対し、契約事務研修を実施した。 受注者への承諾等について、本様式を活用し、決裁行為を行うことで、組織内での意思決定を適正に行う。	措置済	平成30年3月30日
5	部分払の適正化について改善を求めるもの 部分払に係る関係書類を確認したところ、次のとおり不適正なものが見受けられた。 ・未履行部分に係る部分払検査願を収受していたものが4件見受けられた。 ・部分払検査願を受けた日から10日以内に検査を実施していないものが3件見受けられ、そのうち検査結果を通知していないものが2件見受けられた。 ・部分払検査願を収受していないにもかかわらず、部分払の請求に基づき部分払を行っているものが1件見受けられた。 ・年24回の定期点検と年1回の法定点検からなるエレベータ保守業務委託において、四半期ごとの検査調書における出来高の査定が既履行部分と合致していないものが5件見受けられた。 ・上記5件のうち、部分払金の額が既履行部分の業務委託料相当額を超し、未履行部分についても支出していたものが3件見受けられた。 ・上記5件のうち、部分払金の額が既履行部分の業務委託料相当額を超し、未履行部分についても支出していたものが3件見受けられた。	用し既履行部分に係る業務委託料相当額の算出根拠を添付するよう 事務手続きを改めた。 これら改正点を平成30年2月から3月に実施した契約事務研修に	措置済	平成31年3月29日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
6	適正な契約事務遂行の確保について改善を求めるもの環境施設組合の「平成27年度定期監査指摘に基づく『適正な契約事務遂行のための照合表』の策定について」(平成28年1月27日付経理課通知)によれば、設計・積算から契約締結、業務監督、検査完了を立めに策立に契約事務を遂行するためのチェック機能を強いて、近のに策定した「適正な契約事務を遂行のための照合表」について表したがに策定した「適正な契約事務を入れ、工場合表がにの方え経理課は、照合表が添けされていない検査調書を確認したところ、経理課は、照合表が添けされていない検査調書を確認したところ、経理課は、照合表が添けされていない検査調書を確認したところ、経理課は、照合表が添けされていない検査調書を収受しており、このことについて発送が元の各課・工場への指導を行っていなかった。また、照合表の確認項目「設計書・化様書内容のとおり工事や確保されていない業務委託案件が散見されるなど、照合表の運用開始事が遂行されたか。」にチェックが入れらなど、照合表の運用開始事が遂行されたいない業務委託案件が散見されるのとおり、により変約確保されているかを確認するのを確認するのをでは、によりを対し、実践すると、2経理課は、検査調書へ照合表を添付するようルールの徹底を行い、こと。3経理課は、照合表の活用により契約事務の適正性が確保されているかどうか、定期的にモニタリングを行うこと。	・検査調書への照合表の添付確認については、以前より経理課共有フォルダ内に各契約種目ごとに契約実績を把握するファイルを作成し、全ての契約案件について、件名、起案日、契約金額から検査調書の提出日等、経理課職員において契約事務が適正に執行されて契約事務が適正に執行されて契約事務が適正に執行されて契約事務が適正に執行を指導済みである。なお、平成29年4月より照合表の添付漏れがあった場合には合意で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表で表	措置済	平成31年3月28日
7	条例の規定があるにもかかわらず、公表を要する事項が公表されていなかったものについて是正を求めたもの環境施設組合のホームページで適正に公表されているか確認したところ、次のとおり事実が明らかになった。 ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例及び職員の退職管理に関する条例の規定において公表すると定めている項目について、環境施設組合の事業開始からこれまで、公表された事実が確認できなかった。 [改善勧告] 1 総務課は、条例の規定に定めのあるものについては、適宜公表すること。	・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例については、 平成28年度の人事評価の基準を、職員等の公正な職務の執行の確保 に関する条例及び職員の退職管理に関する条例については、平成27 年度及び28年度の条例の運用状況を、平成29年12月20日付で公表し た。 ・また、今回指摘の各条例の公表項目の公表時期を毎年9月に定 め、その時期に漏れなく公表を行うことにより条例の適切な運用に 努める。	措置済	平成29年12月20日

指摘No.	指摘の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
8	規則等において事務執行のために必要な細目を速やかに策定するよう求めたもの 現在制定されている条例・規則等について調査したところ、次のとおり事実が明らかになった。 ・条例・規則等の下位に細目の策定が必要であったが、現時点でも策定されていないものが4件見受けられた。 ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合庁舎管理規則 ・職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則 ・行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程 ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報セキュリティ管理規程 [改善勧告] 1 総務課は、速やかに必要な細目を策定し、今後の事務執行における公平性や普遍性を将来的に担保できるようにすること。	定した。 ・行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程及び大阪市・八尾市・松原市環境施設組合情報セキュリティ管理規程に係る細目については、平成30年3月30日に策定した。 ・将来において制定する条例・規則等については、今回のような細目の策定漏れが生じないよう細心の注意を払って業務に当たってい	措置済	平成30年3月30日
意見	員を指導する立場にある上司の認識も不足している状況が見受けられた。 これは、契約事務を統括する経理課における事務の知識や理解を浸透させるための研修の不足や複数人でチェックする体制の不備だけにとどまらず、適正な契約事務遂行のために講じた不適正事務の再発防止策自体を適切に運用していないなど、組織全体において不適正事務を根絶する意識が希薄であることが原因であると考えられる。	性が確保されているかを確認し、契約事務の統括に努めてまいる。 さらに、環境施設組合として、全職員に今一度、内部統制の概念、意義について周知徹底を図り、管理職に整備したリスク対応策の自己点検及び改善を実施させることで、自律的なリスク管理体制が定着するよう取り組むとともに、内部統制責任者である事務局長が適時にモニタリングを実施し、内部統制機能の有効性を確認することにより、組合の業務が公正に行われるよう、組織管理の強化に	見解	_